

令和 4 年度北陸農政局補助事業評価技術検討会（第 1 回）

農業農村整備事業等補助事業の再評価に関する  
説明資料

- 1 令和 4 年度農業農村整備事業等補助事業の再評価について

資料 2 - 1

- 2 再評価地区別資料

（地区別資料（案）、概要図、事業の効用に関する説明資料等）

資料 2 - 2

（1）水利施設等保全高度化事業（<sup>かしわざき</sup>柏崎<sup>き</sup> 1 期地区）：新潟県

（2）水利施設等保全高度化事業（<sup>あがのがわうがんだい</sup>阿賀野川右岸第 2 地区）：新潟県

（3）水利施設等保全高度化事業（<sup>かわにしとうぶ</sup>川西東部地区）：新潟県

（4）水利施設等保全高度化事業（<sup>かたがわ</sup>潟川<sup>き</sup>（2 期）地区）：新潟県

- 3 現地説明資料

水利施設等保全高度化事業（<sup>かしわざき</sup>柏崎<sup>き</sup> 1 期地区）：新潟県

参考

令和 4 年 1 1 月 1 8 日  
農村振興部 設計課

1 令和 4 年度農業農村整備事業等補助事業の再評価について

# 1 令和4年度 再評価について

## ・評価実施の根拠

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)第6条第1項に基づき策定された「農林水産省政策評価基本計画」に即して実施。

## ・再評価の目的

事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針を決定するため、再評価を行う。

## ・再評価の対象

- ①事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、  
当該時点の属する年度 . . . 該当なし
  - ②事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、  
当該時点の属する年度 . . . 3地区
  - ③事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、  
直近に再評価を実施した年度から5年度ごと . . . 1地区
  - ④上記のほか、評価の実施が必要と認められる場合 . . . 該当なし
- ※「農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領」より。

## ・令和4年度 再評価対象地区一覧

No	事業名	地区名	事業実施主体	事業採年度	再評価の対象
1	水利施設等保全高度化事業	柏崎1期地区	新潟県	H18	③
2	水利施設等保全高度化事業	阿賀野川右岸第2地区	新潟県	H24	②
3	水利施設等保全高度化事業	川西東部地区	新潟県	H24	②
4	水利施設等保全高度化事業	潟川(2期)地区	新潟県	H24	②

## ・地区別資料(案)の作成

事業実施主体からの情報等を基に、農業農村整備事業等再評価地区別資料(以下地区別資料)を作成する。

## ・技術検討会意見の聴取

評価実施に当たっては、多彩な意見の反映、客観性の確保という観点から、地区別資料(案)について第三者の意見を聴取し、特記すべき事項について第三者の意見としてとりまとめを実施。

## ・期中評価結果の報告及び公表

農政局は、地区別資料、費用対効果分析に関する資料及び地区別概要図等を2月末日までに本省に報告し、評価年度の3月末日(次年度の予算成立後)までにホームページにより公表。

# 令和4年度 補助事業評価(再評価)対象地区 位置図

